

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター） 指定管理者仕様書

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）（以下「聴覚障害者情報センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、聴覚障害者情報センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 聴覚障害者情報センターの管理に関する基本的な考え方

聴覚障害者情報センターを管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 情報収集の機会の提供その他必要な措置を講ずることにより、聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的に設置する施設であることに基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 特定の個人や団体、グループに対して、有利あるいは不利となるような取扱いをしないこと。
- (3) 費用対効果の高い効果的・効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (4) 個人情報保護を徹底すること。
- (5) 関係法令の遵守及び利用者の安全確保を徹底すること。
- (6) 利用者の意見・要望を適切に管理運営に反映させること。

3 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設のうち和歌山県聴覚障害者情報センター
※身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設

(2) 所在地

和歌山県和歌山市手平2丁目1番2号
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（以下「ビッグ愛」という。）6階の一部

(3) 設備（図面別紙1）

延床面積 308.47㎡

- ・交流サロン（貸出利用室兼情報機器利用室兼発送室）
- ・スタジオ（試写室兼製作室）・相談室・研修室兼会議室・事務室・機材収納室

(4) 備品

県は、指定管理者に備品（別紙2に示す県有備品）を無償で貸与する。

なお、原則として、当該備品を聴覚障害者情報センターの管理運営以外に使用することはできないこととする。

4 開館日

聴覚障害者情報センターの開館日は、月曜日、火曜日、木曜日～土曜日（ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規

定する休日を除く。)とする。

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に開館し、又は休館することができる。

5 開館時間

聴覚障害者情報センターの開館時間は午前9時から午後5時45分までとする。

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に開館時間を変更することができる。

6 利用料金

利用料金は徴収しない。

7 指定管理者の指定期間

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

8 業務の範囲

(1) 指定管理者が必ず行うべき業務は次のとおりとする。

なお、すべての業務を一括して再委託する場合を除き、個別の業務について再委託することは可能である。ただし、この場合はあらかじめ知事の承認が必要となるので、留意すること。

a 施設の設置目的に即した業務

業務名	業務概要	業務要求水準等
(7) 聴覚障害者用の録画物等の製作、収集、貸出及び閲覧に関する業務	聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録したものであって専ら聴覚障害者が利用するもの(以下「録画物等」という。)を製作、収集し、提供する。	利用者の要求に応えられるよう録画物の充実に努めるとともに、利用登録者数の増加にも努めること。
(4) 手話通訳を行う者の養成に関する業務	身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割、責務等について理解でき、手話通訳に必要な手話語彙・手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳を行う者を養成し、手話通訳者全国統一試験を実施する。また、専門性の高い手話通訳を行う者を養成する。	手話通訳者全国統一試験の合格者数については、年8名以上を目標とすること。なお、市町村との連携等により、受講生の確保に努めること。
(7) 要約筆記を行う者の養成に関する業務	中途失聴者や難聴者の抱えている社会的課題をよく理解し、様々な場面に応じて、手書き又はパソコンを活用した要約筆記によりコミュニケーション支援を行うことの	全国統一要約筆記者認定試験の合格者数については、年8名以上を目標とすること。なお、市町村との連携等により、受講生の確保に努めること。

	できる要約筆記を行う者を養成し、全国統一要約筆記者認定試験を実施する。	
(エ) 手話通訳指導者等の養成に関する業務	手話通訳・要約筆記を行う者の養成における指導講師を養成する。	指導者養成研修会等への派遣者数については、それぞれ年3名以上を目標とすること。
(オ) 手話通訳・要約筆記を行う者の派遣に関する業務	(イ) 及び(ウ)において養成した者(同等の能力を有する者を含む。)を本人の承諾を得て登録し、本県等が開催する講演会・大会等各種行事の際や市町村での派遣対応が困難な場合等の際、意思疎通支援者として派遣する。 なお、業務の詳細については、別添の手話通訳・要約筆記を行う者の派遣に関する委託業務仕様書及び和歌山県意思疎通支援事業実施要綱によるものとする。	手話通訳を行う者の派遣件数については年250件以上、要約筆記を行う者の派遣件数については年100件以上を目標とすること。
(カ) 聴覚障害者用の録画物等の普及啓発に関する業務	新刊案内の発行等により、録画物等の普及啓発を行う。	普及啓発の方法については、固定化することがないよう努めること。
(キ) 聴覚障害者に関する相談に関する業務	録画物等に関する相談のほか、聴覚障害者の日常生活等における相談に応じること。	相談を必要とする者の把握に努め、対応すること。なお、巡回相談等を実施し、相談の機会に地域間格差が生じないように努めること。
(ク) 聴覚障害者社会生活訓練に関する業務	聴覚障害者に対して、文化活動や日常生活、社会生活上必要とされる知識等の習得について、講習会等の方法により、訓練指導する。	講習会等の参加者については、年100名以上(延べ人数)を目標とすること。
(ケ) 障害者IT講習会に関する業務	聴覚障害者の情報入手やコミュニケーションを支援するため、障害者対応のIT講習会を行う。	講習会の参加者については、年50名以上(延べ人数)を目標とすること。
(コ) 情報支援機器の貸出しに関する業務	聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため、聴覚障害者が参加する会議等にコミュニケーションを支援する機器を貸し出す。	機器の貸出状況を明確にするため、貸出しにかかる台帳を整備すること。
(サ) 災害時における聴覚障害者支援に関する業務	災害時の手話通訳・要約筆記を行う者の派遣要請に備え、平時から訓練や研修等を実施するとともに、聴覚障害者に対して正確な災害	県、市町村及び関係団体との連携を強化し、災害を想定した訓練や研修等の実施に努めること。

	情報等を発信する。	
(シ) その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務	その他聴覚障害者のニーズに応じた事業や県民の理解促進に資する事業を実施し、聴覚障害者の福祉の増進を図る。	施設の設置目的を達成するための事業の実施に努めること。(注)

※(イ)、(ウ)の手話通訳・要約筆記を行う者の養成については、本県の手話通訳・要約筆記を行う者の登録状況に地域間で隔たりがあることに鑑み、県北部と南部の各々において養成講座等を開催すること。開催地域については、事前に県と協議を行った上で決定すること。また、講座の開催日時や実施方法については、受講者が参加しやすいよう配慮すること。

なお、手話通訳・要約筆記の養成事業は、国の示すカリキュラムに基づいて実施すること。
(注)市町村や団体等（以下「市町村等」という。）から、施設の設置目的に即した業務実施に係る依頼があった際、別途委託契約を締結するなどして対応すること。

b 施設維持管理業務

施設等を常に良好な状態で維持及び保全（簡易な修繕を含む）すること。

(ア) 施設を常に清潔な状態に保てるよう定期的に清掃を実施すること。

(イ) 情報機器等の保守点検を定期的に実施すること。個人情報を取り扱うパソコン等の情報機器、電光掲示板及びパトライトの保守点検は年1回以上、その他の機器についても随時保守点検を行うこと。

(2) 自主事業等（市町村等からの受託事業を含む。）

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ本来業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、自主事業等を実施することができる。

自主事業等の収入は指定管理者に帰属するものとする。

なお、指定管理者が自主事業等を実施する場合には、あらかじめ県と協議し、必要な許可を得ておく必要がある。(指定管理者から事業計画書において提案された自主事業等の実施については、協定締結の際に改めて協議するものとする。)

(3) 業務における参考事項(経費関係)

通常管理運営経費のほかに、ビッグ愛の共益費が必要であること。(指定管理料に含まれる。)

9 指定管理料

県は、施設の運営管理に必要な経費として、協定により確定した額を支払う。

この場合の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、協議の上、協定で定めることとする。

10 経理の方法

収支及びその明細を明らかにすることとし、本来業務と自主事業等との経理を明確に区分すること。

なお、指定管理者の収入から経費を差し引いた剰余金については、指定管理者が任意に処分できるものとする。

11 物品の管理等

- (1) 指定管理者が指定管理料により指定管理者としての業務に必要な備品等を購入した場合、その所有権等は原則として県に帰属するものとする。
- (2) 指定管理者が管理する、県の所有する物品については和歌山県財務規則及び和歌山県物品管理等事務規程並びに関係例規に基づいて管理等を行うものとする。
- (3) 指定管理者は県が定める物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について県に報告しなければならない。

12 事業計画書等の提出

指定管理者は、毎年度2月末までに（和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例第9条の規定により指定管理者に指定された日の属する年度にあつては、19で示す協定の締結後直ちに）次年度の事業計画書、収支予算書を県に提出すること。

13 事業報告書等の提出

- (1) 地方自治法第244条の2第7項の規定により指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、業務の実施状況等について、本県から支払われる施設の運営にかかる経費の精算書とともに、当該年度の事業の内容を報告する書類（以下、「事業報告書」という。）を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。
- (2) 指定管理者は、四半期毎に管理業務に関する次に掲げる事項を県に報告すること。
 - (ア) 運営管理業務及び自主事業の実施状況
 - (イ) 聴覚障害者情報センターの利用状況（月別利用者数）
 - (ウ) 業務に係る経費の収支状況
 - (エ) その他県が聴覚障害者情報センターの管理の実態を把握するするために必要と認める事項
- (3) 県は提出された事業報告書及び事業実施報告書の内容を確認し、その内容が、事業計画書の趣旨・内容から逸脱したものであった場合、若しくは別に定める基本協定書及び当該年度協定書に違反するものであった場合は、指定を取り消し、若しくは業務の一部又は全部を停止させることができる。

14 指定管理者の監督・監査

- (1) 県は、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期に又は必要に応じて臨時に報告を求めることができる。
- (2) 業務報告の内容に基づき、指定管理者の業務内容に改善が必要であると認める場合は、県は実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。
- (3) 県の指示に従わない、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認めた場合は、県は指定を取り消すことがある。

15 法令等の遵守

業務を遂行する上で関連法規がある場合は、それらを遵守し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。

- (1) 地方自治法第244条第2項及び第3項

- (2) 労働基準法、その他労働及び社会保険関連法令
- (3) 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例及び同施行規則
- (4) 和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号）

指定管理者は、和歌山県情報公開条例第 38 条の規定により、視聴覚障害者情報提供施設に係る情報公開要綱を制定し情報開示に努めるものとする。
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年和歌山県条例第 38 号）

指定管理者には、視聴覚障害者情報提供施設の管理運営を行うに当たって取り扱う個人情報の保護のために、和歌山県個人情報保護条例に準じて、個人情報の適正な取扱いの義務が課せられるものとする。

また、個人情報の適正な取扱いの具体的内容等については「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日通知）を尊重し、別途協定で定めるものとする。
- (6) 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）
- (7) その他、聴覚障害者情報センターを運営管理する上で関係のある諸法令等

16 リスクへの対応

指定期間内における主なリスクについては、別紙 3 の負担区分を前提とし、これ以外のリスクに関する対応については、別途協定で定めるものとする。

17 業務の引継

指定期間終了又は指定取消し等により別に指定管理者が指定されたときは、当該指定管理者への引継を円滑かつ誠実に行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

18 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な施設運営が困難になった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設運営の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

なお、この場合県に生じた損害は指定管理者が県に賠償するものとする。
- (2) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により施設運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は、施設運営の継続の可否について協議を行うものとする。

なお、その結果事業の継続が困難であると判断した場合は、県は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

19 協定の締結

県と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結する。さらに、年度ごとに取り決めを行う必要がある場合には、別途年度協定を締結することができるものとする。

20 資格

- (1) 指定管理者は、当仕様書の8に定める業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。個々の業務について8の規定により再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先がそれぞれ上記の免許、許可、認定等を受けていること。
- (2) 指定管理者は、自らの職員又は8に定める再委託先の職員のうちから、聴覚障害者情報センターの管理及び運営に必要な資格を有する者をあらかじめ指名し、聴覚障害者情報センターに配置しなければならない。ただし、法令等により施設への常駐が義務づけられていない者については、あらかじめ当該資格を有する者の氏名を知事に届け出ることにより、聴覚障害者情報センターへの配置義務を免除することとする。

21 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 県と連携を図った運営を行うこと。
- (3) 施設賠償責任保険に加入すること。
- (4) 指定管理者が施設の運営管理に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、県と協議を行うこと。
- (5) この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については、県と協議し決定すること。